

(事前に図面等が提出されていない場合用)

## 新築等による住所設定に関する届出のお願い

釧路市阿寒本町及び阿寒湖温泉市街地区では、わかりやすく住みよい町づくりのため、平成7年度から住居表示制度を実施しています。

この住居表示は、それぞれの建物に住居番号(住所)を設定するため、事前に建物所有者などから所定の書類により届出(申請)をいただくことになっております。

住居番号の設定には、現地確認や街区図面の作成に時間を要するため、新築する場所によっては申請を受理してから最大約1週間程度の期間がかかる場合がありますので、住宅建築工事が始まった頃に届出下さい。

なお、玄関位置が変わる建て替えの場合は既存建物の住居番号の廃止届を先に提出してから、住居表示設定の届出を行って下さい。

### 【届出に必要な書類】

○新築建物等の住所設定届出書 1通

○位置図 1通 (※ 建物の建設箇所がわかるもの。Web 等地図を抜粋し、加工したもので可)

○配置図若しくは建物求積図 1通 (※ 敷地と建物の位置関係や方角がわかるもの)  
(※ 求積図は寸法が記載されているもの)

○平面図 1通 (※ 寸法が記載され、玄関口の位置がわかるもの、複数の玄関口がある場合、主となる玄関口がどれなのかを余白等に記述して下さい。)

○立面図 1通 (※ 寸法が記載され、玄関口の位置がわかるもの)、複数の玄関口がある場合、主となる玄関口がどれなのかを余白等に記述して下さい。)

関係書類は、釧路市阿寒町行政センター地域振興課地域振興担当(2F)へ提出ください。

(郵送による申請でも可ですが、お急ぎの場合は直接提出下さい。)

お問い合わせ先

〒085-0292

釧路市阿寒町中央1丁目4番1号

釧路市阿寒町行政センター地域振興課

TEL 66-2121 内線7262

FAX 66-3959